

元気な農家チャレンジ支援事業公募要領

第1 趣旨

本要領は、元気な農家チャレンジ支援事業補助金交付要綱（平成26年4月1日施行。以下「要綱」という。）第4条に規定する事業を公募により募集し、当該事業に係る計画（以下「チャレンジプラン」という。）の認定をするために必要な事項を定めるものとする。

第2 公募する事業の区分

公募する事業は、次に掲げる事業とする

（1）新技術導入事業

地域農業の発展に寄与する新作型導入、生産拡大、品質向上又は省力栽培のための新技術の導入を行う取組

（2）販売促進活動事業

本町産農産物の販路の開拓・拡大や実需者等に向けた広告宣伝活動などの積極的かつ先進的な販売促進活動を行なう取組

（3）特認事業

特に町長が認める取組

（4）水稻直播試験事業

水稻農業生産の低コスト化のための水稻直播試験を行う取組

（5）特別栽培米試験事業

水稻高付加価値化のための特別栽培米試験を行う取組

第3 応募者の要件

事業主体として応募できる者（以下「事業者」という）は、要綱第3条の規定する者とする。

第4 事業の実施期間

事業の実施期間は、3年以内とする。

第5 チャレンジプランの応募方法等

第2の（1）から（3）の事業に応募しようとする事業者は元気な農家チャレンジ支援事業計画書（様式第1-1号）、第2の（4）及び（5）の事業

に応募しようとする事業者は元気な農家チャレンジ支援事業計画書（様式第1－2号）を提出するものとする。

なお、新技術導入事業、水稻直播試験事業及び特別栽培米試験事業については、事業実施の指導に係る同意書（様式第2号）も加えて提出しなければならない。

また、継続事業、水稻直播試験事業及び特別栽培米試験事業を除き、過去に認定を受けたチャレンジプランと同様の内容のものについては、応募はできないこととする。

第6 審査会の設置

チャレンジプランの認定に必要な審査を行うため、元気な農家チャレンジプラン審査会（以下「審査会」という。）を設置する。なお、審査会の組織及び運営については別に定める。

第7 認定

町長は、応募のあったチャレンジプランのうち、第2の（1）から（3）の事業の採否については、審査会で別表第1の審査基準をもとに審査を行い、その結果を受けて、町長が予算の範囲内でチャレンジプランの認定を決定し、事業者へ通知する。

2 町長は、応募のあったチャレンジプランのうち、第2の（4）及び（5）の事業の採否については、当該計画の内容が事業目的等について適正であるかを町長が判断し、予算の範囲内でチャレンジプランの認定を決定し、事業者へ通知する。

第8 継続事業の審査

審査会は、認定を受けたチャレンジプランに基づき事業を継続して行う場合、前年度までの事業の実施状況及び当該プランについて、別表第2の審査基準をもとに審査及び事業者に対しプランに達成に向け必要な指導を行うこととし、町長は、その結果を受けて事業継続の可否を決定し、事業者へ通知する。

第9 認定後の手続きと事業の実施

チャレンジプランの認定又は継続事業に係る承認を受けた事業者は、要綱に基づき、速やかに当該補助金の交付申請を行い、適正な事業実施をするものとする。

第10 成果の公表等

町長は、必要に応じて認定を受けたチャレンジプランの成果を公表することができる。

第11 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

元気な農家チャレンジプラン審査基準

事業名	
事業区分	
申請者	

	審査項目	評価 点数	意見・指摘事項等 ※評価点数が2点以下 の場合は必ず記入
1	事業主体自らが主体的に取り組む熱意・意欲を有しているか（チャレンジ性）		
2	事業の目標設定が具体的かつ実現可能か。実現に向けた関係機関の役割分担が整理できているか。（実行性）		
3	地域農業の振興、活性化が期待できるか（波及効果）		
4	機械の単純更新等の現状維持ではなく、事業実施による農業経営・所得の向上等が見込まれるか（妥当性）		
5	事業に創意工夫が見られ、既存の概念にとらわれない先進性、新規性を備えているか（先進性）		
	合計点		
プラン全体に対する意見・アドバイス、認定に必要な条件等			

○評価項目ごとに5段階による得点方式とし、審査員が案件ごとに採点をする。

- ・特に優れている（5点）・良い（4点）・及第点（3点）・やや疑問あり（2点）
- ・大いに疑問あり（1点）

○審査員の各項目の点数の平均値を審査会の評価点数とし、認定及び不認定を決定する

- ※合計点が15点以上かつ各項目の点数が3点以上 → 認定
- ※合計点が15点以上で、各項目の点数が3点未満の項目がある → 委員長の判断
- ※合計点が15点未満 → 不認定

○認定に当たっては、一定の条件等の意見を付すことができる

別表第2

元気な農家チャレンジプラン審査基準（継続事業）

事業名（プラン認定年月日）	
事業区分	
申請者	

審 査 項 目			
1	前年度の事業成果	① 非常に優れている ② 優れている ③ 概ね適正である ④ やや不足している ⑤ 不足している	※④、⑤の場合はその理由等を記入
2	プランの進捗状況	① 計画よりも進んでいる ② 概ね計画どおり進んでいる ③ 遅れているが改善の見込みがあり計画に問題はない ④ 遅れており一部計画を見直す必要がある ⑤ 遅れており全面的に計画を見直す必要がある	※④、⑤の場合はその理由等を記入
3	本年度の計画	【事業の可否】 ① 計画どおり継続事業を実施しても問題ない ② 本年度事業の一部を見送る必要がある ③ 本年度事業の実施を見送る必要がある	※②、③の場合はその理由等を記入
総 合 評 価			
承認 ・ 不承認			
プラン全体に対する意見・アドバイス、承認に必要な条件等			

様式第1-1号（第5項関係）

年度元気な農家チャレンジ支援事業計画書（チャレンジプラン）

事業実施主体 住所 _____

氏名 _____ ⑩

1. 事業名（継続事業についてはプラン認定年月日を記入）

--

2. 事業の内容（具体的に）

--

3. 事業実施方針（各項目に則した内容を記載）

チャレンジ性	
実行性	
波及効果	
妥当性	
先進性	

4. 事業の実施期間

開始予定年月日 年 月 日 ~ 完了予定年月日 年 月 日

5. 事業費の内訳

事業種目	事業費	内訳			備考
		補助金	自己資金	その他	
	円	円	円	円	
合計					

6. 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

7. 添付書類

- (1) 事業費の詳細がわかる資料（見積書等）
- (2) 組織、団体等にあつては、事業を実施することが承認された総会議事録等の写し
- (3) その他事業計画に係る資料等

様式第1-2号（第5項関係）

年度元気な農家チャレンジ支援事業計画書（チャレンジプラン）

事業実施主体 住所 _____

氏名 _____ ⑩

1. 事業名

--

2. 事業実施計画（実施する農業者、取組面積等の詳細について記載）

実施経営体名	実施予定面積 a	交付単価	交付額	備考

3. 事業の実施期間

開始予定年月日 _____ 年 月 日 ~ 完了予定年月日 _____ 年 月 日

4. 添付書類

(1) その他事業計画に係る資料等

様式第2号（第5項関係）

事業実施の指導に係る同意書

事業実施者記入欄

事業名	
事業内容	別添の事業計画書のとおり
申請者	

上記の事業内容を適切と認め、事業の実施を適切に行うため、指導及び実績報告の協力を同意します。

平成 年 月 日

住 所 _____

機関名 _____

担当者 _____ ⑩

注 担当者欄には、その機関の代表者ではなく、実務を行う者の名前を記載する。